

第18回大空町農業委員会総会議事録

令和6年11月25日 第18回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	3番 渡辺誠
4番 古田牧子	5番 児山高	6番 渡邊恵二
7番 小川一浩	8番 福田英信	9番 福田重幸
10番 佐久間仁	11番 増子昭雄	12番 真鍋剛
14番 森英章	15番 仲西政克	16番 高橋敬義
17番 長尾照幸	18番 追分敏行	19番 岡本シゲ子
20番 遠藤哲也	21番 佐野一義	22番 先崎教之
23番 丹羽真治	24番 石田正俊	

(2) 欠席者

13番 佐々木 経一

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹

主事 仙石 陸

主事 中村 遥樹

第18回大空町農業委員会総会議事録

午後2時00分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、それでは、ただ今から大空町農業委員会第18回総会を開催いたしたいと存じます。 それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。 前文から朗読いたします、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は何かとお忙しい中、委員の皆様におかれましては、お寒い中また足元の悪い中、第18回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 去る11月19日には、北見におきまして農業委員会研修、また札幌におきましては、担い手の研修会に出席ご苦労様でした。 さて、10月、11月と雨が多く思うように作業が進まず、雨の合間を縫っての作業、大変ご苦労さまでした。大空町におきましても、芋、ビート、小豆、長芋の収穫も概ね終了し、やっと一息つかれているのではないかと考えております。 今年も残すところは1ヶ月ほどになりましたが、委員の皆様におかれましては、農地のあっせん更新等がありますのでご苦労されることと思いますが、お身体に気をつけて、健康でいられますことをご祈念申し上げます、総会前の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	10月25日開催の第17回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告朗読)
石田会長	ただ今より、第18回農業委員会総会を開催いたします。 (午後2時06分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。

石川局長	事務局長。 ただいまの出席委員は、２３名であります。 佐々木委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第７条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第１号から議案第５号まで計１９件であります。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第１４条第２項」の規定に基づき議長において、１８番迫分敏行委員、１９番岡本シゲ子委員を指名いたします。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和６年１１月２５日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第１号利用権設定関係１番朗読】 この案件につきましては、後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面は省略しております。 農地法第３条第２項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長 委員長	この件について、第４地区委員長より補足説明があればお願いします。 当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 2 番朗読】 この案件につきましても、後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面は省略しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 3 番朗読】 この案件につきましても、後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面は省略しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 4 番及び 5 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 4 番及び 5 番朗読】 4 番及び 5 番の案件につきましては、後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面は省略をしております。 農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確

	認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第４地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係４番及び５番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第１号利用権設定関係４番及び５番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係６番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第１号利用権設定関係６番朗読】 この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため、図面は省略しております。 農地法第３条第２項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形

	態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号利用権設定関係 6 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を 議題とします。 利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のと おり農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 5 条の規定に基づき農地 の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求め る。令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 2 号利用権設定関係 1 番朗読】 この案件につきましては、当該農地に新たに住宅を建設したいと申 請されたもので、現地確認につきましては、第 2 地区農業委員によ り、1 1 月 2 2 日に現地確認を行っております。既存宅地の隣接地で あるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。 図面につきましては、1 ページから 3 ページに掲載しておりますの でご確認ください。 農地法第 5 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。

委員長	当案件につきましては、１１月２２日に第２地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号利用権設定関係１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係２番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第２号利用権設定関係２番朗読】 この案件につきましては、当該農地に新たに農業用倉庫を建設したいとの申請があったもので、現地確認につきましては、第３地区農業委員により、１０月２９日に現地確認を行っており、転用はやむを得ないというご判断をいただいております。 図面につきましては、４ページから５ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 農地法第５条第２項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第３地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、１０月２９日に第３地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。

	以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和 6 年 11 月 25 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第 3 号所有権移転関係 1 番朗読】 この案件につきましては、今まで譲受人が借り受けて耕作をしていた土地を売買する新規案件となっております。11 月 13 日に第 5 地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。 なお、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

	これより議案第3号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第3号所有権移転関係2番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。11月18日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。図面につきましては6ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 なお、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。

	事務局。
仙石主事	【議案第３号利用権設定関係１番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。１１月１３日に第５地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。図面につきましては、７ページに掲載しておりますのでご確認ください。 なお、全て農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第５地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより 利用権設定関係１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号利用権設定関係１番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係２番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第３号利用権設定関係２番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。１１月１８日に第５地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては８ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

	なお、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第3号利用権設定関係3番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。11月18日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては9ページに掲載をしておりますのでご確認ください。 なお、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係３番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第３号利用権設定関係３番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１６条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 １番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１６条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１５条第１項及び同条第２項に基づく調整を行った結果、農地中間管理機構による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求めます。 令和６年１１月２５日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第４号１番朗読】 この案件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申し出を受け、１１月１３日に第５地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、本郷地区の〇〇氏となっております。図面につきましては、１０ページに掲載しておりますので、ご参照ください。 以上です。

石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間農地中間管理機構に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和6年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第5号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、特例事業に伴う農業公社との売渡しに係る案件となっております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第5号所有権移転関係2番朗読】 この案件につきましては、特例事業に伴う農業公社との買入に係る案件となっております。 10月の総会において買入協議の要請について議決をいただいております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第5号利用権設定関係1番朗読】 この案件につきましては、本年8月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件となっております。今後の買い受け農家である〇〇氏への一時貸付に係るものでございます。 ご審議のほどお願い申し上げます。 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 5 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第 5 号利用権設定関係 2 番朗読】 この案件につきましては、本年 8 月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件となっております。今後の買い受け農家である〇〇氏への一時貸付に係るものでございます。 ご審議のほどお願い申し上げます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 5 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席・〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	【議案第5号利用権設定関係3番朗読】 この案件につきましては、本年8月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件となっております。今後の買い受け農家である〇〇氏への一時貸付に係るものでございます。 ご審議のほどお願い申し上げます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。 (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則

石田会長 委員 石田会長	(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和6年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上です。 この件について何かご意見ございませんか。 (なしの声) これにて、報告第1号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。 (午後2時54分終了)
-----------------------------------	---